

平成23年12月28日

全国信用協同組合連合会  
理事長 内藤純一

## 金融機能強化法による資本増強支援の実施について

当会は、信用組合業界の系統中央機関として、各地の信用組合における金融取引の中核機能を担うとともに、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めているところでございます。

今般、福島県のいわき市、相馬市、南相馬市などを営業地域としております、いわき信用組合および相双信用組合では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波、その後の原発事故に伴って、営業地域およびお取引先に深刻な影響を受けております。

こうした状況を踏まえまして、両信用組合では、中小規模事業者に対する金融仲介機能のより一層の発揮を通じ、引き続き地域復興への貢献を図るためには、自己資本の充実を図る必要があると判断し、当会に対し資本支援の要請を行ってまいりました。

当会といたしましては、両信用組合による、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を通じまして、地域貢献を図るため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の枠組みを活用した資本支援を国に要請したところでございます。

今般、金融庁の速やかな決定をいただきましたことを受け、両信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として特定震災特例経営強化指導計画に基づく指導を含め、万全なサポートを行ってまいります。

以上